

承認第3号

専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成28年5月24日提出

南風原町長 城 間 俊 安

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき南風原町国民健康保険税条例(平成12年南風原町条例第12号)の一部を改正する条例(別紙)を下記の理由により専決処分する。

平成28年 3 月31日

南風原町長 城 間 俊 安

(専決処分した理由)

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)が平成28年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この政令改正に伴い南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第 11 号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

南風原町長

関俊幸

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000」を「540,000」に改め、同条第3項ただし書中「170,000」を「190,000」に改める。

第19条中「520,000」を「540,000」に、「170,000」を「190,000」に改め、同条第2号中「260,000」を「265,000」に改め、同条第3号中「470,000」を「480,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。